

## 鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、別表第1欄に掲げる事業者（以下「事業者」という。）に所属する別表第2欄の建設労働者又は建設技術者（以下「建設労働者等」という。）が別表第3欄の資格（以下「対象資格」という。）を取得するために受講する研修（以下「対象研修」という。）に係る別表第4欄の経費（以下「対象経費」という。）を支援することで、建設労働者等のスキルアップを図ることを目的とする。

### (本交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、事業者に対して予算の範囲内で本交付金を交付する。ただし、本交付金以外で、他の補助金、助成金等を受けたもの（受ける予定があるものも含む。）は交付対象外とする。

2 本交付金の交付は、事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の額（仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とし、別表第5欄に掲げる額を研修受講者1名当たりの上限額とする。

3 対象経費は、研修受講者1名当たり別表第3欄に掲げるいずれかの対象資格について、毎年度1回とし、通算2回までとする。

4 前項に掲げるもののほか、1事業者当たりの交付対象人数その他の必要な事項は県土整備部長が別に定めるものとする。

### (交付申請の時期等)

第4条 事業者は、県土整備部長が別に通知する日までに規則第5条に係る交付申請書を提出するものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本交付金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む対象経費の額の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は原則として、交付申請を受理した日から30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条の規定による着手届は要しないものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、交付対象額の変更に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は様式第1号及び様式第2号により、事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付を受ける者(以下「交付事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

1 事業者	2 建設労働者等	3 対象資格	4 対象経費	5 限度額
鳥取県内に本店を有する建設業者又は建設関係コンサルタント（注1）	第4欄の研修（以下、この欄において「資格取得研修」という。）を受け、当該受講年度に第3欄の資格に係る受験者に限る。）	①1級土木施工管理技士 ②2級土木施工管理技士 ③1級造園施工管理技士 ④2級造園施工管理技士 ⑤技術士法における技術士（注2） ⑥とっとり道守（道守補）	民間企業等が実施する第3欄の資格取得のための研修（通信教育、インターネット等による受講を含む。）の受講料。但し、旅費等受講料以外の経費は含まない。	研修受講者1名当たり 金30,000円/年

（注1）測量、建設関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタントのいずれかの業務において、申請年度の鳥取県の入札参加資格を有すること。

（注2）鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領別表第2に規定する選択科目に限る。

様式第1号（第4条、第8条関係）

令和 年度建設労働者等スキルアップ事業計画（実施報告）書

1 受講研修

研修受講者 (受講者全員の氏名を記載すること。)	
研修名 (研修受講者が複数あり、異なる研修を受講する場合は別様とすること。)	
研修主催者	
研修期間	
研修内容	

(注)

- 1 交付申請時の添付書類は、次のとおりとする。
  - (1) 研修内容が分かる資料
  - (2) 研修受講証及び研修受講者の生年月日が分かる書類（運転免許証の写し等）
  - (3) 建設業許可通知書の写し（建設業者の場合）
  - (4) 鳥取県の入札参加資格認定通知の写し（建設関係コンサルタントの場合）
- 2 実績報告時の添付書類は、次のとおりとする。
  - (1) 研修主催者からの請求書
  - (2) 受講修了証の写し等研修を受講したことが分かるもの
  - (3) 対象資格に係る受験票の写し

2 他の補助金等の活用状況（有る場合のみ記載）

補助金名	
事業内容	
担当部署	

- 3 消費税の取り扱いについて当てはまる項目に○をしてください。  
(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・地方公共団体・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)



様

鳥取県知事 ○○ ○○

令和○年度鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金交付決定通知書

年 月 日付（第 号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。「以下「規則」という。」第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：連絡先）

記

1 事業

本交付金の交付事業は「鳥取県建設労働者等スキルアップ事業」とし、その内容は若手建設労働者の資格取得を支援することで、公共工事の主任技術者を育成し、建設労働者のスキルアップを図るもの。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金交付要綱（平成27年4月30日付第201500015965号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、交付金事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

第 年 月 日

様

事業実施主体

令和○年度鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金仕入控除税額確定額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった○年度鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金について、鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交付規則第18条に基づく確定額  
( 年 月 日付第 号による額の確定通知額)  
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 交付金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 円
- 4 交付金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 円
- 5 添付資料  
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類  
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）  
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 交付事業名
- 5 交付金額
- 6 当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 交付対象経費（交付金の使途）の内訳

区	分	課税仕入れ			共通対応分	非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分			
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 交付金に係る仕入控除税額の計算方法